

財計第943号
平成15年3月31日

各共済組合代表者 殿

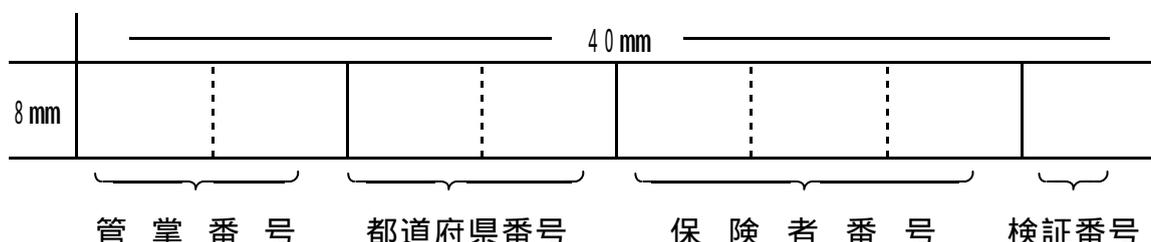
財務大臣 塩川 正十郎

特別療養証明書の交付等について

国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「施行規則」という。）第104条の規定に基づく特別療養証明書の交付等は、次の1から6までの事項により実施することとしたから通知する。

なお、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第 号）による改正前の施行規則の改正に伴い、施行規則第100条第2項の規定に基づき交付している継続療養証明書については、平成15年4月1日以後、速やかに当該証明書の交付を受けている者から回収するものとされたい。

1. 特別療養証明書の記号及び番号は、組合員であったときの記号及び番号の前に「特」と表示すること。
2. 特別療養証明書の「発行機関」の「組合（保険者）番号名称及び印」欄に記入する組合（保険者）番号は、同欄の名称及び印の上部余白の中央に昭和49年7月25日付蔵計第2419号通達「共済組合員証等の更新等について」別表に定める組合のコード番号を記入すること。
3. 上記2により記入することとなるコード番号は、次の枠内にゴシック体で記入すること。



- 3．特別療養証明書の紙質は色上質特厚口白色地とし、黒刷りするものとする。なお、様式は施行規則別紙様式第24号の2に定めるところによる。
- 4．特別療養証明書の用紙にあらかじめ支部の住所、名称及び支部長印の印影を印刷することについては、差し支えない。なお、その取扱いにあたっては在庫管理等を厳格に行うこと。
- 5．特別療養証明書の交付について申請を行った者について、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第59条に規定する要件を満たさないこと等により特別療養証明書の交付ができない場合においても、施行規則別紙様式第24号の3による特別療養給付管理台帳に所要の事項を記載した上、管理を行う必要があるものであること。
- 6．70歳に達する日の属する月の翌月以後における特別療養給付の受給者に係る一部負担金の割合は一律1割となることから、高齢受給者証の交付は必要ないものであること。